

「 憲 法 」

〈45分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

A大学法学部教授として「B国政治論」の講義を担当し、Cテレビ局の人気報道番組にコメンテーターとして出演しているXは、わが国とD島の領有権をめぐり外交問題が生じているB国で開催されるシンポジウムに出席する準備をしていた。

外務省からは、Xに「シンポジウムへの出席をやめてほしい」との電話があり、警察署の警備課長は、Xと面会し「B国行きをやめてほしい」と説得した。しかしXは、これらの説得に応じず、シンポジウムに参加することを伝えた。外務省事務官は、後日X宅を訪問し、外務大臣名義の「一般旅券返納命令書」を読み上げ、Xが「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」(旅券法第13条第1項第7号、第19条第1項第1号)に該当することを根拠にして、Xに旅券の返納を命じた。

【設問】 本件には、どのような憲法上の論点があるのか、論じなさい。

【参考法令】旅券法(抄)

第13条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者(同条1項1～6号、同条2項は省略)

第19条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

一 一般旅券の名義人が第13条第1項各号のいずれかに該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合

3 第1項の規定に基づき同項第1号又は第2号の場合において行う一般旅券の返納の命令……については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の規定は、適用しない。

4 外務大臣又は領事官は、第1項の規定に基づき一般旅券の返納を命ずることを決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該一般旅券の名義人にその旨を通知しなければならない。(同条1項2～5号、同条2項、5項、6項は省略)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第19条第1項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかった者(同条1項1～5号、7号、同条2～4項は省略)

以上

出題趣旨

本仮想事例では、旅券法 13 条 1 項 7 号、19 条 1 項 1 号の適用に伴い生じる外国への移動に対する規制の合憲性（憲法 22 条 2 項に違反するか否か）を検討することが求められている。その際には、帆足計事件最高裁判所判決（最大判昭 33・9・10 民集 12 卷 13 号 1969 頁）を参考にして欲しい。

憲法 22 条 2 項は、「外国への移住の自由」を保障する。移住とは、「時間的な視点」に基づき解すると、長期的なものから短期的なもの（旅行）まで様々なものがあり得る。こうした点を踏まえると、憲法 22 条 2 項は「外国への移動の自由」を保障しているといえる。したがって、X が B 国で開催されるシンポジウムへの出席も、憲法 22 条 2 項により保障されることになる。

X の外国への移動の自由に対する規制の合憲性を検討する際には、外国への移動の自由が精神（人格）的側面を有し、そのような側面が制限されることに着目しなければならない。とはいえ、外国への移動には、国益や国民の生命、身体、財産への危険が発生し得ることに鑑みると、それを制限すべき場合もあろう。

これらの点を考慮したうえで、旅券法 13 条 1 項 7 号、19 条 1 項 1 号の合憲性を具体的に検討して欲しい。同法 13 条の立法目的は何か、その目的と同法 13 条 1 項 7 号、19 条 1 項 1 号（立法目的達成手段）にはどのような関連性があるのかを具体的に検討する。例えば、立法目的を国益や国民の生命、身体、財産への危険の防止、と捉えたうえで、先ず、これらの立法目的と「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」には、「一般旅券の発給……をしないことができ」（同法 13 条 1 項 7 号）、「期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる」（同法 19 条 1 項 1 号）とすること、同法 19 条に反した場合には「5 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金」（同法 23 条）とすることには、どのような関連性があるのか、などについて検討する。

そのうえで、X に対して、同法 13 条 1 項 7 号、19 条 1 項 1 号を適用して、旅券の返納を命令する必要があるのか否かを具体的に検討して欲しい。その際に着目すべき司法事実、X が「A 大学法学部教授として『B 国政治論』の講義を担当し」ていること、「C テレビ局の人気報道番組にコメンテーターとして出演している」こと、「B 国で開催されるシンポジウムに出席する」こと、その B 国が「わが国と D 島の領有権をめぐり外交問題が生じている」ことであろう。

どのような結論になるにせよ、両当事者の立場を踏まえた、説得力のある具体的な論述をして結論を導くことが望まれる。

以 上